

平成 29 年度小川村木質バイオマス利用計画策定事業業務委託 実施要領

1 業務名

小川村木質バイオマス利用計画策定事業 業務委託

2 本要領の目的

「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業)」に採択されたことに伴い、「小川村木質バイオマス利用計画策定事業」を実施する。

本要領は、上記の業務委託事業者を選定する際の企画提案の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

3 業務概要

(1) 業務の目的

当村では、地域の貴重な生態系を保全しながら、森林資源の持続的な利活用の仕組みを構築し、より豊かで住みやすく、循環型・低炭素社会の全国的なモデルとなる村づくりを目指している。

現在、低質材の活用を推進する取組を「おがわ森の恵みプロジェクト」として位置付け、村内に C 材ステーションを開設し、森林整備等で発生した C 材の受け入れを行っている。C 材ステーションの運営は「一般社団法人小川村農林公社みらい」が実施し、原木受け入れ・薪製造を行って、乾燥させた薪は村内の温浴施設「おがわの湯」に設置された薪ボイラーへ供給している。

これらの取組をさらに拡大を推し進めるため、引き続き村内の熱需要施設に木質バイオマスボイラーを導入し、森林整備を促進と当村の資源を持続的に活用する仕組みを構築する。本事業では、これらの仕組みの構築のための方策について具体的に検討して取りまとめ、「小川村木質バイオマス利用計画」を策定する。

(2) 業務規模

6,404,400円以内(消費税及び地方消費税の額を含む)

(3) 履行期限

平成 30 年 1 月 31 日

4 業務内容

本業務委託においては、以下の調査検討を実施する。各調査内容の詳細については別紙『小川村木質バイオマス利用計画策定事業 業務委託仕様書』に記載のとおりとする。

- (1) 森林整備・村民による間伐材搬出促進の調査
- (2) 木材のバイオマス燃料加工方法の調査

- (3) 村内の公共施設でのエネルギー利用実態調査と最適施設の選定
- (4) 木質バイオマス利用計画の取りまとめ

5 提出書類

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 業務提案書
 - ① 業務体制(様式は任意)
 - ② 業務計画(様式は任意)
 - ③ 業務提案書(様式は任意)
 - ④ 参考見積書(様式は任意)

見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

6 提出方法等

- (1) 提出部数
下記「企画提案に係るスケジュール」参照
- (2) 提出先
住所：長野県上水内郡小川村高府 8800-8
担当：小川村役場 建設経済課産業係 大日方、伊藤
TEL026-269-2323 、FAX026-269-3578

- (3) 提出期限
 - ①参加表明書 平成29年7月21日(金)
 - ②業務提案書(一式) 平成29年7月28日(金)

いずれも午後5時必着

- (4) 提出方法
上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。(郵送の場合も期限日必着)

7 企画提案に係るスケジュール

事項(提出期限)	提出部数	提出期限
参加表明書	1部	7月21日(金)
質問・質問回答書	1部	7月21日(金)
業務提案書(一式)	5部	7月28日(金)
1次審査(書類審査)		8月 上旬予定
選定団体の等の発表		8月 上旬予定
選定団体との契約予定日		8月 中旬予定

8 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、Eメールにて下記の窓口まで7月21日(金)までとし、質問への回答は全ての提案者へEメールにより同時に送付するものとする。様式は任意とする。

(1) 質問受付

① 受付期間

平成29年7月10日(月)～7月21日(金)午後5時

② 提出方法

Eメールで質問を受け付ける。

件名は「小川村木質バイオマス利用計画策定事業 業務委託に係る質問」とすること。

③ 提出先

住所：長野県上水内郡小川村高府 8800-8

担当：小川村役場 建設経済課産業係 大日方、伊藤

TEL026-269-2323 、FAX026-269-3578

Eメールアドレス：rinmu@vill.ogawa.nagano.jp

(2) 回答

質問に対する回答は質問者に対してのみ回答する。提出期限までに到着しなかった質問書に対しては原則回答しない。

9 企画提案の審査

提出された企画提案は、「評価の視点」に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案を提出した参加者を本件業務の契約候補者として決定する。提出する企画提案は1参加者につき1つに限る。

なお、審査対象者が1社の場合でも審査を実施し、最低基準点を超えた場合には契約候補者として選定する。

(1) 日時 平成29年8月上旬予定(参加表明者へ個別に連絡する)

(2) 会場 小川村役場

(3) 審査の結果は、確定後速やかに対象者全員に郵送により通知するが、審査の過程は公表しない。

10 評価の視点

選定の評価基準は、提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合得点の高いものを採用する。この際、総合得点の最も高いものが複数ある時は、「2. 提案内容の的確性(木質バイオマス利用)」と「3. 提案内容の実現性(木質バイオマス利用設備導入検討調査)」の合計点数の上位者を採用する。

評価項目	評価のポイント	配点
1. 業務運営に関する基本方針	①当村の課題解決につながる業務実施方針となっているか ②村において実現可能かつ当村の考え方に適した木質資源の利活用手法、事業化方針が提案されているか	20
2. 提案内容の的確性(木質バイオマス資源利用)	①森林の現状把握、利用可能量の推計や地域の林業に基づき、村の課題への対応方法が提案されているか ②木質バイオマスの加工・流通に関して知識・ノウハウを有しており、それを活かした調査内容が提案されているか	20
3. 提案内容の実現性(木質バイオマス利用設備導入検討調査)	①木質バイオマスボイラーの導入可能性調査の内容は適当なものとなっているか ②設計業務に関する知識を持ち、それを活かして基本設計業務を行うことができる体制が整っているか	20
4. 作業計画	①必要な作業内容が記載されており、その作業工程は適切かつ効率的か	10
5. 実績	①過去 3 年以内に地方公共団体が発注した同種・類似の業務実績があるか(木質バイオマス利活用に関する、川上～川下までの包括的な調査実績)	15
6. 実施体制	本業務を迅速・確実に遂行するための体制がとられているか	10
7. 業務見積額	経費の積算が妥当か (提案の上限価格を基に評価する。)	5
合計		100

11 企画提案書の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 採用となった企画提案書の著作権は、小川村に帰属する。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、内容の一部の変更を指示する場合がある。

12 その他

(1) 失格要件

以下の場合には、審査委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- ① 企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合
- ② 企画提案書に記載された総括責任者が、極めて特別な事情がある場合(死亡・入院等)を除き、担当できないことが明らかになった場合
- ③ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ その他審査委員会において不相当と認められた場合

(2) 企画提案の費用

企画提案書の作成、提出に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(3) 設計・製作等の委託

- ① 原則として、契約候補者に選考された者に小川村木質バイオマス利用計画策定業務を委託する。
- ② 契約候補者との委託業務の契約手続きは、小川村財務規則等に基づき行う。